

南さつま市立加世田小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
心やさしく たくましく 進んで学ぶ加世田の子

○家庭・地域との連携
・学級 PTA の実施
・授業参観の実施
・教育相談の実施（毎週木曜、1,2学期特設の教育相談）
・市教育講演会
・地域 PTA
・家庭教育学級
・南さつま子どもの家
・各少年団育成会等

【いじめ問題等対策委員会】
○
・目的
いじめの未然防止からその解決までを**実効的**に行うことを目的とする。また、いじめに関する教職員の資質向上の校内研修や各種行事などの企画と実施、それらや基本方針そのものの見直しをする。
・組織構成
校長・教頭・生徒指導主任・該当学級担任・学年主任・養護教諭・その他必要に応じた関係者及び外部専門家

関係機関等との連携
SC
SSW

○教育活動の重点
1学ぶ意欲と学力向上
2心に届く生徒指導
3夢を育む加世田小
4たくましい心と体力向上
5情報を発信する加世田小
○児童生徒の主体的な活動
・代表委員会
・児童保健委員会
・1年生を迎える会
・児童総会
・運動会のスローガン決定
・加小なかよし宣言
・友達を大切にする会
・6年生を送る会

○【いじめの防止】
・教職員の取組
いじめや命、情報モラルに関する指導実践分かる授業づくりの実践・生活のきまりに基づく規律指導・道徳コーナーの設置とよりよい生き方への啓発・インターネット接続機器の所持状況把握
・児童生徒の取組
総務委員会やスクールライフ委員会等のいじめ防止活動（ポスター・標語作成）・友達を大切にする会を通したいじめ防止の啓発・造形祭りや運動会等の異学年交流を通した集団づくり・児童総会での加小なかよし宣言の確認
・保護者の取組
学級レクリエーション・学年レクリエーションを通した集団づくり・異学級交流・テレビやゲーム、インターネット利用のルール作りと見届け

生徒指導体制
・なかよしアンケート
・生活ノートからの点検
・子どもとのふれあいの拡充
・学校生活での観察や個人面談
・保護者との連携
・毎週生徒指導連絡会
・各事例に対するケース会議
・いじめ問題防止基本方針の改善
・P生活指導部との補導

○【いじめの早期発見】
・教職員の取組
なかよしアンケートの実施・生活ノートからの点検・子どもとのふれあいの拡充・学校生活での観察や個人面談・保護者との連携・毎週生徒指導連絡会での情報共有・夏休みにおける生徒指導事例研修会・SC、SSWとの連携
・児童生徒の取組
道徳や学活と連動した道徳の実践化代表委員会・児童保健委員会と連動した、望ましい集団生活に向けた実践項目の設定
・保護者の取組
児童の様子を観察・学校と連携する個人面談・情報機器の管理や使用履歴の確認等

○相談体制
・家庭訪問（4月）
・年間を通した教育相談
・夏季休業中を利用した教育相談
・学級 PTA 後の教育相談の実施
○職員研修の重点など
・事例研修会
・いじめ防止基本方針の確認

○【いじめに対する措置】
・教職員の取組
事実確認の把握・被害児童のケア・加害児童の指導・学級や学年への振り返り指導・指導方針会議での協議・支援チームによる意図的な対応・関係機関との連携・双方の家庭との細かく・誠意ある対応
・児童生徒の取組
《いじめられた子》
・担任・養護教諭・親への相談
・長所を生かした活動
（状況によっては緊急避難としての欠席や転校）
《いじめた子》
いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛の理解と相手に対して謝罪反省の気持ちをもつ。
・望ましい集団生活に向けて新たに目標をもつ。
・保護者の取組
・学校や関係機関との情報交換と連携
・子どもたちの気持ちの受容と子どもたちの心の安定化と立ち直りを支援する。（状況によっては緊急避難としての欠席や転校）
・状況を冷静に受け止め、いじめを解決するための理解をする。
・いじめは絶対に正当化できるものではないということを子どもと一緒に考える。
・家庭教育の在り方を見直し、今後の立ち直りに向けて指導する。
・情報機器利用ルールも見直す。

○ネットパトロール
・SC、SSWとの連携（月2回程度）
・啓発資料の活用なども入れる
・情報モラルの指導資料
・国立教育政策研究所 生徒指導リーフの活用

2 いじめの概要

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの態様

< 動機によるいじめ >

- ・ 怒りや憎しみ
- ・ うつぶんばらし
- ・ 違和感から
- ・ おもしろ半分
- ・ 仲間を引き入れる
- ・ 性格的な偏りから
- ・ ゲーム感覚で
- ・ 関心を引くため

< 構成人数によるいじめ >

- ・ 単独による
- ・ 数名による（グループで）
- ・ 大勢による

< 手段によるいじめ >

○ 言葉によるいじめ

（冷やかしたからかい 悪口や脅し文句、いやなことを言う）

○ 仲間はずれ・集団による無視

（話しかけても相手になってももらえない）

○ 強要

（いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする）

○ 暴力

（軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。また、ひどく叩かれたり蹴られたりする）

○ たかり

（暴力を背景にしてお金や品物をとられたり、要求されたりする）

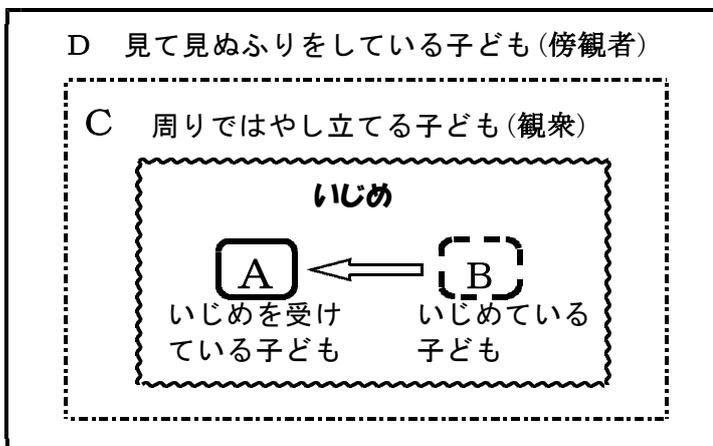
○ 金品隠し

（金品を隠されたり壊されたり捨てられたりする）

○ ネット上のいじめ

（パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷をされたり、個人情報や画像等を掲載されたりする）

(3) いじめの構造



※ 教室全体に、『いじめをしない雰囲気』を形成し、『傍観者』の中からいじめを抑止する【仲裁者】が現れるような学級経営をめざす。

※ 観衆や傍観者の立ち場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

3 いじめ問題に関する本校の課題

- (1) 靴などを隠したり、仲間外れにしたりするなどのいじめが見られるときがあり、日頃から児童の人間関係をよく観察しておかなければならない。そのままにしておくと、深刻ないじめにつながりかねないという危機意識が必要である。
- (2) なかなか集団になじめない児童、発達障害等で友達との関係づくりが苦手な児童がいるため、日頃から学級や学年の望ましい人間関係づくりに努める必要がある。

4 いじめの防止について

- (1) 管理職の取組
 - ア いじめを防止するを計画を整備し、全教育活動を通じて、いじめ防止に努める。
 - イ いじめの態様、ネットいじめ等の情報モラルを含めたいじめに対する職員の研修を行い、いじめに対する当事者意識や危機意識を高揚を図る。
 - ウ 本基本方針や全体計画を毎年評価し、改善を図る。
- (2) 職員の取組
 - ア いじめのない学級経営
年度当初に学級の子どもに「いじめは絶対に許さないこと」「いじめられた場合は絶対に守ること。」を伝え、機会あるごとにいじめについて話し、日頃の言動や学級の人間関係について考えさせる。
 - イ 分かる授業の実施
すべての子どもたちが参加でき、分かったという充実感を得られる授業作りに努めていく。また、授業の中でグループ活動などの学習形態の工夫を行い、互いに助け合い、支え合う経験を積んでいくようにする。
 - ウ いじめ、命、情報モラルに関する授業の実施
年3回の「いじめ問題を考える週間」を中心に、道徳や学級活動、総合的な学習の時間を使っていじめや生命尊重の授業を行い、日頃の自分たちの言動を振り返り、友達との関係を考えられるようにする。いじめをして人を傷つけることは絶対に許されないこと必ず担任はいじめられている人を守ることを伝える。また、学級活動、総合的な学習に情報モラルに関する授業を行い、インターネットを使う場合に他者を傷つけないようにしたり、被害を受けないようにしたりする。
 - エ 特別活動の充実
道徳の時間と関連付けながら、学級での係活動や学校行事にみんなで取り組み、学級集団への所属感や自己有用感を高める。
 - オ 日頃の基本的生活習慣の指導
日頃から子どもたちに語りかけ、挨拶や廊下歩行など基本的生活習慣が身に付けられるようにし、集団の中でお互いに安全で気持ちよく過ごせるようにする。
 - カ 道徳コーナーを設置
道徳コーナーを設置し、道徳の時間に考えたことと日頃の生活の中でも意識したり、考えたりする機会にする。
 - キ 本基本方針や全体計画を毎年評価し、改善を図らなければならない。
- (3) 児童の取組
 - ア 児童会活動
児童憲章や加世田小なかよし宣言をもとに、一人一人が仲良く楽しい学校生活が送れるように、日頃の委員会活動の工夫したり、児童総会で児童全員のこととしていじめのない学校にする方法を話し合う。
 - イ 友達を大切にする会（12月）
スクールライフ委員会を中心に、人権やいじめに関する劇をするなどして、友達関係の在り方について考え、学校全体でいじめのない楽しい学校づくりに取り組む。
 - ウ 学校行事
造形祭りや運動会などを通して、異学年の交流を図り、お互いのよさを認め合えるようにする。
- (4) 保護者の取組
 - ア 保護者の対話
保護者は、他者をいじめることは絶対許されないことを指導してほしいいじめられたときには、保護者は子どもの見方であり必ず守ることを伝え、悩みを話しやすい雰囲気をつくっておく。

イ 学年・学級レクリエーション

学年や学級レクリエーションを通して、子ども同士や保護者同士のつながりをつくり、お互いに気軽に話し合っ理解できるようにする。

ウ メディア利用のルール

テレビ・ゲーム・ネット利用のルールを各家庭で作成し、親子でルールの内容を確認しておく。

5 いじめの早期発見について

(1) 管理職の取組

ア いじめを早期発見、早期対応するための体制（「いじめ問題等対策委員会」や「生徒指導連絡会」等）を整備し、発見したときの連絡が早急に行われるようにする。

(2) 教職員の取組

ア アンケートや日記による把握

毎月のなかよしアンケートや県のいじめアンケートや日頃の日記等から、いじめの発見に努める。教育相談を行い、小さなトラブルの訴えもきちんと子どもと向き合い、深刻なトラブルに発展しないようにする。

イ 日常生活の観察

朝の健康観察は子どもの顔を見て、声を聞きながら行う。授業中や休み時間の子どもの表情に目を配り、元気がないときは声かけをし悩みの発見に努める。また、授業時間のグループ活動、給食時間、休み時間等の子どもの言動や子ども同士の関係に目を配り、子ども間に優劣の関係があったり、仲間外れの傾向があったりしないか気を付ける。

また、日頃から悩んだり、いじめにあったりする場合は、自分から担任に訴えるように指導するとともに、きちんと話を聞くことを伝えておく。

ウ 保護者との連携（教育相談の活用）

毎月第2木曜の教育相談の日を保護者に啓発し、計画的に教育相談活動を行うとともに、子どもの様子を見ながら、担任からも呼びかけて相談する機会をつくっていくようにしていく。

エ 学年会、生徒指導連絡会、子どもを語る会による共通理解

学年会などで学級での問題等をオープンにして語れる雰囲気をつくり、学年全体の問題としてとらえられるようにする。毎週木曜の朝に生徒指導連絡会や子どもを語る会(学期1回)を行い、子どもの生徒指導事例の共通理解を図り、課題のある子どもへの声かけを行ったり、共通実践を図ったりする。

オ えがおポストの設置

教育相談室前に、友人関係や家庭の悩みなどを早期に把握できるようにする。

カ 心の教育相談員、SSWの活用

心の教育相談員、SSWの活用に生徒指導連絡会で話題に上った子どもの情報やえがおポストの情報を伝え、心の教育相談員、SSWと子どもとの相談を機会をつくって子どもの気持ちを把握する。

(3) 児童の取組

ア えがおポストの活用

自分のことや友達のことなどで悩んでいることやいじめの発見について教師に伝え、前向きに解決を図ろうとする。

(4) 保護者の取組

ア 対話

保護者は、日頃から子どもと向き合い、学校生活や友達のことについて対話を行い、子どもの学校生活の状況を把握するようにする。子ども本人や友達のいじめについて子どもが話した場合は、担任に知らせる。

イ メディアの管理

家庭内にあるメディア（テレビ・ゲーム・インターネットを介したもの等）を通じて有害な内容を閲覧したり、不適切な内容を発信したりしていないか、細かく確認をする。

6 いじめに対する指導

(1) 管理職の取組

ア いじめの発見とともに「いじめ問題等対策委員会」を開催し、支援チームを整え、情報収集、対応の仕方、役割分担を話し合う。

イ 早急に市教育委員会と報告するとともに、連携しながら、解決に努める。また、命に関わる深刻ないじめに関しては、警察との連携を図る。

(2) 職員の取組

ア いじめ問題等への対応の流れ ・ ・ ・ **いじめられた子どもを絶対に守る!**

いじめ問題等の情報収集及び発見

<学級担任等(担任・養護教諭・生徒指導指導主任・教頭)による>

【情報収集】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① なかよしアンケートの実施 | ② 日記帳、生活ノート等からの的確な点検 |
| ③ 子どもとの触れあい機会の拡充 | ④ 学校生活での観察及び個人面談の実施 |
| ⑤ 保護者との連携 | ⑥ 心の教育相談員との連携 |

【いじめの情報の入手】⇒状況を観察しながら慎重に情報を収集し間接的介入を図る。

《情報入手の留意点》

- 「いじめはない」「大丈夫だろう」などの個人的な解釈で看過をしない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

【いじめの現場を発見】⇒即時、直接介入を行い、情報を収集し事実確認を行う。

《対応上の留意点》

- 感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- 発見者は学級担任、生徒指導主任、学年主任等へ報告する。
- 関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- 早い時期に関係職員間で共通理解を図る。
- 生徒指導主任は、記録をとり管理職へ報告する。

※ 必要によっては、更に個人面談やアンケートを行い、原因や背景の状況把握を確実に行う。(「いじめにあっている児童を絶対に守る」「情報提供者へ迷惑が及ばないように配慮する」の共通認識をもつ。) ・ ・ ・ **いじめ問題等対策委員会へ**

※ 学級担任と生徒指導主任や学年主任等の話し合いでは、緊急性であるか生命の危険性はないかなどの観点も重要にする。その後、事実確認がなされたら管理職へ報告する。

いじめ問題等対策委員会

<該当学級担任・学年主任、生徒指導主任、養護教諭管理職などによる>

【いじめ問題等対策委員会】

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。

【いじめ問題等対策委員会での協議内容】

- ① 緊急対応の必要性から(心身の不調・持ち物の破損・自傷行為・自殺予告など重大な事案に関わる可能性があるか)
- ② 詳細な調査の必要性から(調査の内容と方法の検討)
- ③ 具体的な指導・援助の方針の検討(役割分担、支援チームの構成)
- ④ 保護者への対応
- ⑤ 関係機関との連携の方向性

《協議上の留意点》

- 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決め、場合によっては支援チームを組む。
- 関係機関との連携を考慮しながら、継続的に経過観察を行い定期的な協議を行う。

支援チームによる対応

＜該当学級担任・学年主任，生徒指導主任，管理職＞
(チームの構成は必要に応じて行う)

【支援チームによる対応】

- ① 学校生活での意図的な観察及び助言(該当児童と周りの児童の状況)
・・・学級担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭
- ② 学級担任へのサポート(情報交換，学級づくりへの支援)
・・・生徒指導主任・管理職
- ③ 保護者との連携支援
・・・学級担任・管理職
- ④ 関係機関との連携支援
・・・S S W・心の教育相談員・管理職・生徒指導主任

イ いじめの解決に向けた指導の在り方

全体に対する指導だけで終わるのではなく，いじめた子ども，いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し，形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにする。また，双方の家庭へ連絡し双方の家庭の協力を求める。

＜いじめられた子どもへの対応＞

- ① いじめられた子どもを必ず守り通すという姿勢を明確にし，安心感を与えるとともに，教師，養護教諭等誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず，必ず親や教師の誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握する中で，冷静に，じっくり子どもの気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。
- ④ 子どもの長所を積極的に見付け，認めるとともに，自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ自信をもたせる。
- ⑤ いじめられている子どもを守るという観点から，状況によっては緊急避難としての欠席や転校処置等の弾力的な運用を図る。
- ⑥ 仲直りをして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

《いじめられた子どもの保護者への対応》

- ① いじめの訴えは勿論のこと，どのような些細な相談でも真剣に受け止め，誠意ある対応に心掛ける。
- ② 家庭訪問をしたり，来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際，不安や動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて，対応策について協議する。また，学校としていじめられた子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて学校の把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について，その都度家庭に連絡するとともに，必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど，解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は，緊急避難としての欠席も認められることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意をしてもらい子どものどんな小さい変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

「いじめた子どもへの対応」

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面にでてこないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どのようなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続している場合には、いじめられている子どもを守るために、いじている子どもに対する出席停止や警察等の協力を得た厳しい対応をとる。また、出席停止措置を講じた子どもには、立ち直りを図るために個に応じた指導を工夫する。
- ⑧ 別の場面では、いじめの被害者である場合がある。その行為に及んだ背景の理解に努める。

《いじめた子どもの保護者への対応》

- ① 責めるのではなく、冷静にいじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり指導の方針を説明し、いじめられた子どもの保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後のかかわり方や家庭での教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

《いじめが起きた学級や学年の子どもへの対応》

- ① いじめられた子どもの気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることであり、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② いじめに気付いていて見て見ぬふりをした人はいなかったのか、いじめを煽ったり、いじめられた子どもを仲間はずれにした人はいなかったのか考えさせ、自分のこれまでの言動を振り返らせ、こんごの行動はどうあるべきなのかを考えさせる。
- ③ 今後、いじめやいじめが疑われる状況があった場合は、必ず担任や保護者など大人に伝えることを指導する。

ウ 家庭の取り組み

学校・当事者（相手児童や保護者）・関係機関等と連携して被害側・加害側双方とも子どもの心の安定化と立ち直りを支援する。また、家庭教育のあり方やメディア等のルールを見直し、子どもの学校生活や家庭生活全般についての管理をしっかりと行う。

7 いじめ問題に積極的な取組を 学校で分かるいじめ発見チェックリスト

<いじめられている子どもの出すサイン>

場面等	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 ○ 表情がさえず, うつむきかげん ○ 出席確認の際, 声が小さい。
授 業 の 開 始 時	○ 忘れ物が多くなる。 ○ 涙を流した気配が感じられる。 ○ 用具, 机, 椅子等が散乱している。 ○ 周囲が何となくざわついている。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。 ※ 席を替わられている。
授 業 中	※ 不真面目な態度で授業を受けている。 ○ 筆圧が弱くなる。 ※ ふざけた質問をする。 ○ 正しい答えを冷やかされる。 ※ テストを白紙で出す。 ○ ひどいあだ名で呼ばれている。 ○ 頭痛, 腹痛などを頻繁に訴える。 ○ グループ分けで孤立しがちである。
休 み 時 間	※ 大声で歌をよく歌っている。 ○ 一人でいることが多い。 ※ 仲よしではない者とトイレに行く。 ○ 用もないのに職員室等へ来る。 ○ わけもなく階段等を歩く。 ○ 遊びの中で負けるやおにをさせられることが多い。 ○ 遊びの中で孤立しがちである。 ○ 集中してボールを当てられる。
給 食 時	○ 食べ物にいたずらされる。 ○ 好きなものを級友に譲る。 ○ グループ分けで孤立しがちである。 ○ 嫌われるメニューを多くもらえる。
清 掃 時	○ 目の前にごみを捨てられる。 ※ さぼることが多くなる。 ○ 最後まで一人です。 ※ 人のいやがる仕事を一人です。
放 課 後	○ 衣服が汚れている。 ※ 他の子どもの荷物を持って帰る。 ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 急いで一人で帰宅する。 ○ 用もないのに残っている日がある。 ○ 部活動に参加しなくなる。
そ の 他 の 動 作 や 表 情	○ 視線を合わさない。 ○ 活気が無くおどおどした感じになる。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 教師と話すとき不安な表情になる。 ○ 手遊びなどが多くなる。 ○ 委員などを辞めたいと申し出る。 ○ 独り言を言う。 ※ 言葉遣いが荒れた感じになる。
持 ち 物 や 服 装	○ 教科書にいたずら書きをされる。 ※ 高価な物を学校にもって来る。 ○ 持ち物, 靴, かさなどを隠される。 ※ 人前に下着姿などで現れる。 ○ 刃物など危険なものを所持している。 ※ 異装, 異髪をしてくる。
そ の 他	○ 日記, 作文, 絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教科書, 教室の壁, 掲示物などに落書きがある。 ○ 教材費, 写真代などの提出が遅れる。 ○ 飼育動物や昆虫などに虐待行為をする。 ※ 校則違反や万引きなどの問題行動をとる。

※印・・・無理にさせられている可能性のあるもの

<早期指導を行う上での留意点>

- ① 教職員全体が協力して, 共通実践を行うために, 情報の共有化を図る。
- ② いじめている子どもの悩みを受け止め, 親身になって話を聞き, 支える。(秘密の保持とそれに適した相談場所の確保, 日頃からの信頼関係づくりなど重要である)
- ③ いじめを解決する方法を一緒に考える。(話し合う)
- ④ 周囲の子どものと一緒に, 事実関係を把握する。
- ⑤ いじめた子どもに対しては毅然とした態度で指導する。(社会で許されない行為は学校でも許されない。)
- ⑥ 担任一人で抱え込まないで, 他の教職員の協力を求める。
- ⑦ 校長, 教頭へすぐに連絡する。(事実を正確に伝える。)
- ⑧ 関係の保護者に連絡をとり, 十分な理解と協力を求める。